

令和3年度  
介護保険サービス事業者等集団指導説明資料



# 介護保険サービス事業における 法令遵守、指導監査方針等について

兵庫県健康福祉部少子高齢局  
高齢政策課 介護基盤整備班



# 第1 法令遵守について

事業の適正な運営を確保するためには、事業者の役員並びに管理者及びその他の従業者が、関係法令等を熟知し、法令等に従って適正に事業を行うことが必要。

介護保険制度の改正、報酬改定、指定基準の見直し等が行われた場合には、内容を的確に把握し、職員研修を十分行い、適正な事業運営を行うこと。

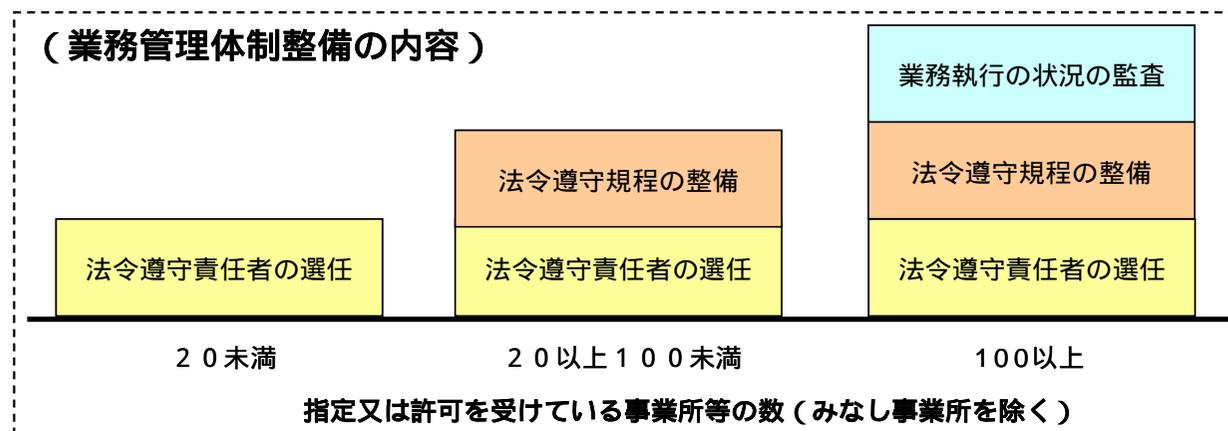
〈主な関係法令〉(各法に基づく政省令、告示等を含む。)

- ・介護保険法
- ・老人福祉法
- ・法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- ・社会福祉法
- ・労働基準法
- ・公益通報者保護法 など

## 第2 業務管理体制について(1)

介護保険制度の公的性格から、介護サービス事業者には適切なサービス提供だけでなく、法令等の自主的な遵守が求められており、平成21年5月より、事業者には業務管理体制の整備が義務化（介護保険法第115条の32）

事業者が整備すべき業務管理体制の内容は、指定又は許可を受けている事業所・施設の数に応じて、次のとおりの届出が必要。



同一事業所が、例えば訪問看護と介護予防訪問看護の指定を併せて受けている場合、事業所等の数は2と数える。みなし指定事業所、総合事業は除く。

各事業者に対して、定期的に(概ね6年に1回)、業務管理体制の整備に関する一般検査(書面検査)を実施していることから、高齢政策課又は健康福祉事務所から一般検査に係る通知があった場合は、法令遵守責任者が一般検査調書に記載の上、回答すること。

## 第2 業務管理体制について(2)(届出方法)

業務管理体制に関する届出は、介護保険事業への新規参入時、区分の変更及び届出事項に変更が生じた際に、その内容を遅滞なく届け出なければならない。なお、未届出の事業者は速やかに提出すること。

区 分	届出先
事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者のうち、法人(主たる事業所)が兵庫県に所在する事業者</li> <li>・事業所等のすべてが兵庫県内に所在する事業者(以下のを除く)</li> </ul>	
ア 法人が神戸市以外の兵庫県内の市町に所在する事業者	法人所在地を管轄する健康福祉事務所
イ 法人が神戸市又は兵庫県以外に所在する事業者	県高齢政策課
事業所等のすべてが政令市・中核市のいずれかの同一市内に所在する事業者	神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市
地域密着型(介護予防)サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が兵庫県内の同一市町内に所在する事業者	各市町

### 第3 介護サービス情報の公表制度について

介護サービス情報の公表制度は、介護保険の基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択」を視点を、利用者が介護サービスや事業所等を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が発信する仕組み。

事業所(施設)は、基本情報、運営情報等を毎年、報告しなければならないので、令和3年度は次のスケジュールにより、報告月の前月に各対象事業者あてに個別に通知があれば、事業者は必ず報告すること(神戸市内の事業所は、神戸市に報告)。

報告月	公表月	対象事業所
11月	12月	阪神南県民センター、阪神北県民局管内
12月	1月	東播磨・北播磨県民局、中播磨県民センター管内
1月	2月	西播磨・但馬・丹波・淡路県民局管内

情報の報告については、年1回の義務であるにも関わらず、現在一部の事業者においては「未報告」となっているが、未報告事業者は、介護保険法第115条の35の規定に基づく処分対象となるので留意すること。

## 第4 指導及び監査について(1) (趣旨・類型)

### 1 指導の趣旨

介護保険事業の健全な運営を確保するため、サービスの質の確保向上や保険給付の適正化を図ることを目的として、介護サービス事業者に対し、指定基準の遵守、サービスの内容、介護報酬請求等に関する事項について周知徹底させるために実施。

### 2 指導及び監査の類型

#### 集団指導

介護保険制度の改正内容、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の算定方法、関係法令等について、その時々課題や問題事例等も踏まえて、講習会形式により実施。

#### 報告等

介護サービス事業所にチェックリスト等の提出を求め運営状況を確認。

#### 実地指導

サービスの質の確保向上や保険給付の適正化を図ることを目的として、介護サービス事業者の事業所等に赴き、適正な事業運営が実施されているか確認し、指導等を実施。

実地指導を行う中で、報酬請求指導の際に不正が確認され、著しく悪質な請求と認められる場合等には、直ちに「監査」に変更して検査を継続実施。

## 第4 指導及び監査について(2) (監査の目的・措置)

行政上の措置に該当する内容であると認められる若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合に、「実地指導」を「監査」に変更して実施。なお、監査の結果、必要と認められる場合は、次の措置を実施。

### 行政上の措置

#### 勧告・命令等

人員基準を満たしていない事業者、設備・運営基準に従って適正な運営を行っていない事業者等に対して、期限を定めて是正を勧告し、期限内に従わなかったときはその旨を公表できる。また、勧告に沿った措置をとらない場合には期限を定めて措置をとるように命令し、その旨を公示。

#### 指定の取消し・効力停止

指定事業者が介護保険法第77条に定める取消事由のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことが可能。また、期間を定めて、指定の全部又は一部の効力を停止できる。(法第77条)

### 経済上の措置

介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、保険者において介護報酬の返還請求(返還金には、市町は40%の加算金を付すことが可能)。

## 第5 その他運営上で留意すべき事項

○ 事業者は、非常災害に関する具体的計画(消防計画、風水害・地震等の災害計画)を立て、定期的に避難等必要な訓練を行うこと。

地震や風水害、感染症の流行といった緊急事態に対して、被害を受けても事業を早期に復旧して継続するための対策等を定める、事業継続計画(BCP)を策定することが望ましいこと。

事業者は、従事者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じなければならないこと。

身体的拘束等の適正化を図るため、居住系サービス(認知症対応型共同生活介護)及び施設系サービスについては、身体的拘束等の適正化のための指針の整備などが義務づけられており、義務違反の場合は、基本報酬の減算が適用(10%/日減算)されるので、留意すること。

介護職員が「医行為であるたんの吸引等の行為」を実施しようとする場合は、基本研修及び実地研修を受講し、修了すること。

認定特定行為業務従事者として、県知事の認定証の交付を受けること。  
認定特定行為事業者として県に登録すること。

事業所で定めている業務方法書に従い、利用者の家族等からの同意、医師の指示の下、実施計画書を作成して適正実施するとともに、実施後は実施状況報告書を作成して医師に報告すること。

の手続きを必ず行った上で実施しなければならないこと。

# 特記：たんの吸引等の制度(1)～実施可能な行為～

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正案の成立により、平成24年4月より「**介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度**」（**喀痰吸引等制度**）が制度化。

## 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度（喀痰吸引等制度）

### 趣旨

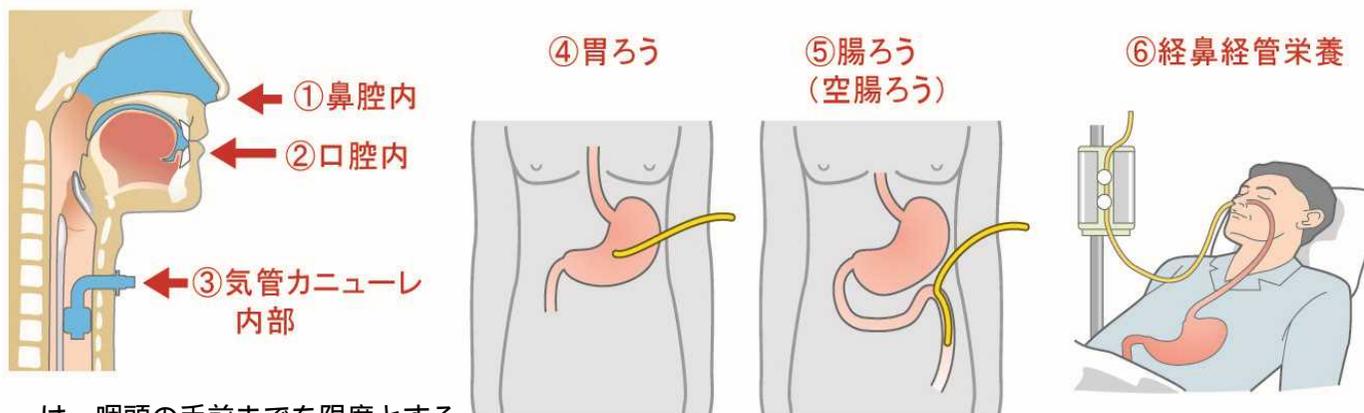
介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を認めるもの。

従来から一定の条件の下にたんの吸引等を実施していた者については、本制度の下でも実施できるように必要な経過措置が設けられている。

### 実施可能な行為

たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの。（次の～のたん吸引と、～の経管栄養）

保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。



は、咽頭の手前までを限度とする

## 特記：たんの吸引等の制度(2)～都道府県に登録等が必要な者～

### 介護職員等

#### 介護福祉士

介護福祉士の養成カリキュラムの中で、医療的ケアの講義及び演習を実施し、実地研修を修了した行為を介護福祉士登録証に記載したものに限る。

#### 以外の介護職員等

**一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定**、認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

### 登録事業者

自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、**事業所ごとに都道府県知事に登録**登録の要件（全ての要件に適合している場合は登録）

医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保

記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置

登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等を規定

<対象となる施設・事業所等の例>

- ・介護関係施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等）
- ・障害者支援施設等（通所事業所及びグループホーム等）
- ・在宅（訪問介護、重度訪問介護（移動中や外出先を含む）等）
- ・特別支援学校

医療機関は対象外

### 登録研修機関

たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録

登録の要件（全ての要件に適合している場合は登録）

基本研修、実地研修を行うこと

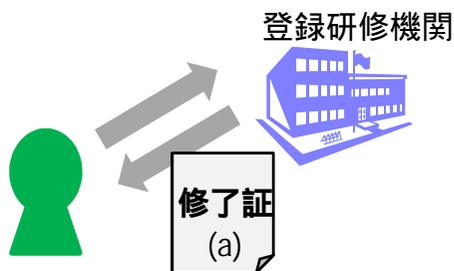
医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事

研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合

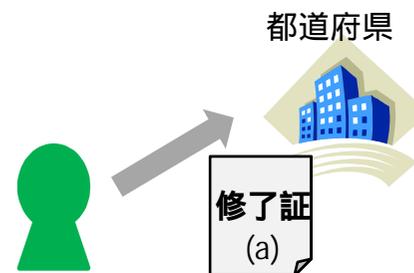
登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等を規定

## 特記：たんの吸引等の制度(3)（研修後、たんの吸引等までの手続）

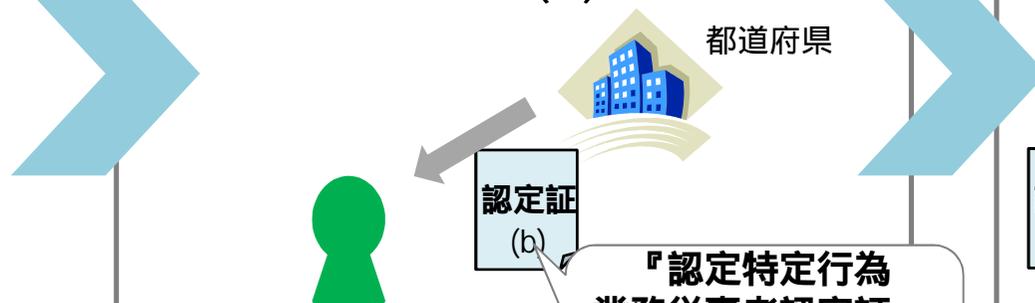
研修を受講。登録研修機関が「修了証明書」(a)を交付。



都道府県に「認定証」(b)を申請。「修了証明書」(a)を添付



都道府県が研修修了を確認して「認定証」(b)を交付。



『認定特定行為  
業務従事者認定証』  
たんの吸引等の業務を  
行うための証明書です。

医師の指示の下、看護師等と連携し、たんの吸引等の提供を実施。

